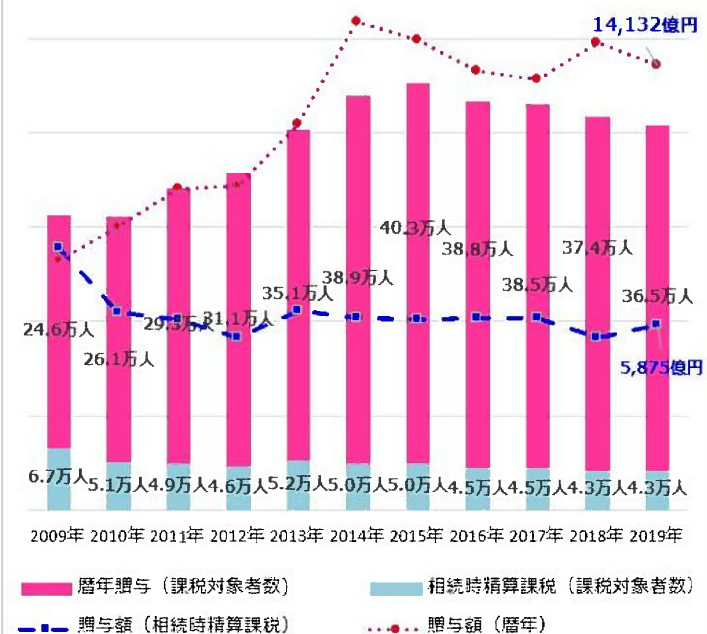


そろそろ今年の贈与を考えよう！

●贈与税の課税対象者数は減少傾向！

2019年中に「暦年贈与」で贈与税の申告納税をしたのは36万5,000人、贈与総額が1兆4,132億円(平均387万円)でした。一方「相続時精算課税」では4万3,000人で贈与総額5,875億円でした。

祖父母世代の高齢化で、贈与制度利用者数はさらに減少が見込まれます。



●日経平均株価上昇での贈与への影響

未公開会社の株価は、会社の規模に応じて純資産価額(会社の解散価値)や類似業種比準価額(同業上場会社の株価など)で評価します。

純資産価額では土地や有価証券などの保有資産の含み益や純資産の変動の影響を、類似業種比準価額は日経平均株価の変動の影響を受けます。

2021年の日経平均株価はコロナ禍でも上昇傾向にあり、類似業種比準価額も昨年より上昇しています。贈与株数や税負担にも影響するため、早めの自社株価評価をお勧めします！

会社の規模		評価の算式
大会社		類似業種比準価額100%
中 会 社	大	類似業種比準価額×90% + 純資産価額×10%
	中	類似業種比準価額×75% + 純資産価額×25%
	小	類似業種比準価額×60% + 純資産価額×40%
小会社		純資産価額100% (類似業種比準価額×50% + 純資産価額×50%) でもよい

※大会社、中会社は純資産価額評価でもよい

●改正前の駆け込み需要？教育資金贈与

教育資金1,500万円を非課税贈与できる制度は、2023年3月末まで期限延長！とはいえ、2021年4月以降は改正で、相続時に残った教育資金残高が相続税の対象となり、孫なら2割加算の対象にも！つまり、相続税の節税効果は実際に使った教育資金に限られます。ちなみに、コロナ禍の1年間でも、13,117件、1,282億円が贈与されています。

教育資金贈与一贈与時期ごとの相続税の取扱い

贈与時期	相続税の課税	2割加算
2019年3月まで	なし	なし
2019年4月から2021年3月まで	3年以内の生前贈与加算	なし
2021年4月から	残高は相続税の対象	あり

教育資金贈与信託の利用状況

信託時期 (贈与の時期)	贈与を受けた人数	贈与金額 (億円)	1人当たり平均贈与額 (万円)
2013年9月まで	41,192	2,663	646
2014年9月まで	48,312	3,384	700
2015年9月まで	53,097	3,565	671
2016年9月まで	29,257	2,005	685
2017年9月まで	18,785	1,503	800
2018年9月まで	15,881	1,398	880
2019年3月まで	14,074	1,356	963
2020年3月まで	9,413	827	879
2021年3月まで	13,117	1,282	977
合計	243,128	17,983	740

●贈与を考えるポイント

◆自己資金の確保を！

教育資金の贈与はあとから取り消しができない仕組みで、贈与のやり過ぎで生活資金が不足しては大変です。どんな贈与でも、まずはご自身の財産全体、今後の必要資金、将来の相続税負担などを確認して、ムリのない範囲で行いましょう。

◆贈与税対象にならないやり方の活用余地も…

祖父母が孫の教育費を援助する方法は、暦年贈与や教育資金贈与とは限りません。扶養義務者としての“実費負担”は、そもそも贈与にはなりません。贈与税の対象にしないためには、支払先となる学校や塾へ直接送金することがポイントです。

◆贈与は元気なときしかできません！

2025年には65歳以上の5人に1人が認知症になるとか。認知症になると贈与や不動産売却もできなくなります。早めのご決断を！